

令和6年10月

上天草市農業委員会会議録

令和6年10月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和6年10月10日

午前9時30分開会

上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- | | | |
|-----|----|-------------------------------|
| 日程第 | 1 | 開 会 |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について |
| 日程第 | 7 | 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 | 8 | 議案第6号 非農地通知交付申請について |
| 日程第 | 9 | 報告第1号 利用権設定合意解約について |
| 日程第 | 10 | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長	山口 勝喜	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	水野 武晴
4番	磯田 清俊	5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治
8番	源 義通	9番	松本 光義	10番	濱崎 顯爾		

（事務局）

局長	小松野 洋己	主事	徳淵 麻子	主事	池林 真斗
----	--------	----	-------	----	-------

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和6年10月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

本日は10月の総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、9月22日は大雨により、市内のいたる所で農地や道路が冠水する被害が発生しました。また、石川県能登半島においては、豪雨による甚大な被害が発生し、多くの方々が被災されました。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。7番、岩本委員、8番、源委員、 よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について、申請者の取下げがありましたので省略します。2番について事務局か

ら説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号2番です。議案は2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□□△△△△△番△、地目は畑、面積225㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、○○○○○から南東の方向、直線距離で約1.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、現時点の経営面積が0㎡、労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は徒歩1分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

3番（水野）

3番、水野が説明いたします。

今、事務局より説明があったとおり、（画面の）写真にあるようにあの段がついているところまでが宅地になっています。その宅地を購入されたときに、先の畑まで買っていただけないかという頼みがあったので、受け人が買うことになったそうです。本人はまだ百姓をしたことはないそうですが、今から家庭菜園をしたいということで購入されたそうです。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△

△△△番△外1筆、地目は畑、面積合計633㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、〇〇〇〇〇から東の方向、直線距離で約0.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が現時点で0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自動車です。5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるということです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定のことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、柑橘類を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

3番（水野）

3番、水野が説明いたします。

譲渡人と受け人の方は昔からの知り合いで、譲渡人が受け人に土地を買ってくれないかということで相談したところ、本人が「はい」ということで売買の契約が結ばれたと言われました。何ら問題もないようですのでご審議よろしく申し上げます。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号4番です。議案は3ページになります。

申請人は天草市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△外1筆、地目は田及び畑、面積合計416㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、現時点では経営面積が0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自動車です。30分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるということです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とすることであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、柑橘類を栽培予定とすることであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案1号の4番につきまして、8番の源から説明申し上げます。

本件はですね、譲受人が現在天草市に住んでおられますが、もともと出身が譲渡人と同じ地区でありまして、譲渡人がミカンなどを栽培されておりましたが、高齢になり手入れが行き届かず、説明のとおり現在休耕状態になっているところを、受け人が買い受けをして果樹の栽培を復活したいというようなことでもあります。天草市からですから農地の管理に来るにもわずかな時間でありま

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号5番です。議案は同じく3ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□□□△△△番△外3筆、地目は田、面積合計1,452㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.6kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が6,153㎡です。労働力は2、農機具等は2です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は

徒歩2～3分程度であり、年間150日以上農作業に従事されとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人及びご家族にて自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米、野菜、果樹等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源） 議案1号の5番について、席番8番の源より説明申し上げます。

本件はですね、先月の委員会でこの譲渡人と受け人の案件を申請してありますが、今回は農地中間管理機構を通しました関係で、別に今日の申請になったということで、受け人がこの譲渡人の農地を全て受け入れて今後農業をやりたいということであり、受け人がこの譲渡人の農地を全て受け入れて今後農業をやりたいということであり、特に譲渡人は高齢により、上天草を出て子どもさんのところに住所を移されるということで、農地を地元の人を買っていただきたいということでこういう申請になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（山口） 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番につきましては私に関する事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、議事に参与することができません。これより退席しますので、進行を蓮田職務代理者をお願いします。よろしくお願ひします。

（山口会長 退室）

職務代理（蓮田） では、蓮田代理がこの案件について進行します。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）	議案第2号、番号1番です。議案は5ページになります。 申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□△△△番、地目は畑、面積81㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、約2.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は、申請人自ら整地等を行うためありません。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は不要で、排水については、生活雑排水、汚水はなく、雨水は既設の西側側溝に排水するとのことです。造成中の被害防除については、整地程度の造成しか行わないため被害の恐れはないと考えられますが、万一被害が生じた際には申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。
職務代理（蓮田）	ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
推進委員（松岡）	議案第2号の1番につきまして、推進委員、松岡が説明します。 本件は申請人の奥さんがデイクアサービスを利用されるため、その駐車場が必要ということで今回申請をされました。何ら問題ないと思われます。よろしくお願いします。
職務代理（蓮田）	どうもありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はありませんでしょうか。 （異議なし の声あり）
職務代理（蓮田）	ご異議ございませんので、1番につきましては原案どおり承認することに決定します。 （山口会長 入室）
議長（山口）	続きまして、2番についてですが、本案につきましては議案第3号2番と関連しますので、一括して審議を行います。 議案第2号2番と議案第3号2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局（徳淵）	まず、議案第2号、番号2番です。議案は同じく5ページです。 申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△

△番△外3筆、地目は田、面積合計232.57㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約0.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は通路で、事業資金は、工事費△△△万円に対しそれを上回る自己資金があるため問題ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意と隣接農地の同意を確認しています。給排水計画については、給水及び排水のうち生活雑排水、汚水はなく、雨水は新設する側溝に排水することです。造成中の被害防除については、工事中の土砂流出、崩壊には防止策をとることです。説明は以上です。

なお、この土地は農用地区域内にある農地でしたが、令和6年9月に農振農用地から除外されることが決定しており、問題ありません。それについては農用地利用計画の主管課である農林課の承認も得ております。

引き続き、議案第3号、番号2番です。議案は8ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△外1筆、地目は田、面積合計5.37㎡です。

申請内容及び事業計画に移ります。当申請は9月総会で審議し許可した同じ申請人の個人住宅地の追加分になります。農振農用地区域からの除外が間に合わず、この5.37㎡のみ今月別途申請した形になります。したがって、資金計画は9月に説明したとおり、土地購入費と個人住宅建築費の合計を現居住地の売却代金が上回っているため、問題ありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の水路へ排水します。雨水は既設の水路へ自然排水します。造成中の被害防除については、周囲に特に被害が生じる恐れはないと考えておりますが、工事中また完成後についても万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応することです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第2号の2番につきまして、5番の岩崎が説明いたします。

事業の目的といたしまして、申請地周辺は住宅が次々と建っているところでご

ざいます。両面とも申請人の畑であり、現在畑をつぶして作道として利用されておりますが、9月に申請承認されました住宅への道路と自己所有農地への進入路が必要になり、今日の申請になったとのこと。ご審議よろしく願いいたします。

引き続き、議案第3号2番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

事業の目的は、県の高規格道路建設に伴う立ち退きのため、新たに住宅を建設する必要があったためとのこと。この案件は9月の委員会に提出、承認された案件の土地の一部がもともと農振地区でしたが、農振整備計画変更が承認され、今回の追加申請となりました。ご審議よろしく願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま議案第2号2番と議案第3号2番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第2号2番と議案第3号2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号3番です。議案は5ページになります。

申請人は習志野市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△、地目は畑、面積143㎡です。申請場所は図面1ページ⑧詳細は16～17ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約10.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は車庫で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、生活雑排水、汚水はなく、雨水は既設の東側側溝に排水するとのこと。また、補足説明といたしまして、こちらの車庫については既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡）

2号の3番について、2番の松岡が説明申し上げます。

昨日の現地確認ご無礼をいたしました。申請人は習志野市に住んでおられて、

両親が以前この車庫を建てたということで顛末書も出ております。そして隣接地についてもですね、あとで審議をされますが、非農地申請もされておりますので、何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号4番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□□△△△△番△、地目は畑、面積781㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は19～20ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約10.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、営農型太陽光発電の継続利用で、事業資金は既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農振農用地区域となっております。本案件は転用目的が営農型太陽光発電であるため転用は可能と考えます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、既に地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、太陽光発電については給水の必要がありませんが、下部の農地のショウガ栽培のために教良木土地改良区の水を利用することです。排水については、雨水は既設の側溝へと排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため被害等は生じないということです。

補足説明といたしまして、申請地は平成28年11月に営農型太陽光発電施設として最初の許可がなされ、令和2年11月、令和4年10月に更新の許可がされており、今回が4回目の更新です。前回の更新の際は、収穫量が十分でなかったことを鑑みて更新期間を2年間としていました。本来、営農型太陽光発電の更新を行う場合は、毎年収穫量が、同じ年の地域の平均的な単収のおおむね8割を満たす必要がありますが、上天草市内で同じ作物の耕作実績が少ないため、代表的な産地とのデータとの比較となってしまう、毎年の報告では、2割程度しか満たしておりません。しかし、写真や映像のとおりしっかり営農が継続されていること、作付け状況が前回より良くなっていること、また、当初作付けしていた3種類の生産物のうち、より収量の多いショウガに注力することなど、改善指針が明確であることから許可相当だと考えられます。説明は以上です。

議長（山口）	ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
推進委員（柳本）	昨日は現地確認お疲れさまでした。議案２号の４番を推進委員、柳本が説明します。 今、事務局から説明がありましたとおり、４回目の現地確認ですけど、最初はニラとかあまり販売実績がないようなものを作っておられました。それをずっと何年おきにですね、こうした方が良くないだろうかということで、今回はショウガを全面的に作ってもらうこととなりました。売上も２年前からすればだいぶん上がってきておりますので、このままショウガ栽培してはどうだろうかということで話をしております。実績もだんだんと上がってきておりますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。
議長（山口）	ありがとうございました。ただいま４番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。 （異議なし の声あり）
議長（山口）	ご異議ございませんので、４番につきましては申請どおり承認することに決定します。 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議長（山口）	続きまして、議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について。１番の説明を事務局からお願いします。
事務局（徳渕）	議案第３号、番号１番です。議案は８ページになります。 申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△外１筆、地目は田、合計面積４１６㎡です。申請場所は図面１ページ⑩、詳細は２１～２２ページのとおりで、○○○○○から西の方向、約０．８kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、資金計画では土地購入費及び建築費合計△△△△万円を融資金額が上回っており、問題ないと思われます。 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。 農地区分は農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第２種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の水路

に排水し、雨水は自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、周囲への悪影響はなく、また完成後も万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4 番（磯田）

4 番、磯田が説明いたします。

申請人の方は現在大矢野町□□□というところに住んでおられます。海岸沿いの道路は宅地として非常に便利なところがありますけれども、ひとつ裏のほうに入っていきますと斜面のほうに家がいっぱい建っておりまして、そこに住んでおられる方は下の駐車場から歩いて毎日毎日自分の家まで通わなければならないという、非常に不便なところですよ。

そういうこともありまして、どこか便利なところはないか探しておられまして、今回、位置としましては〇〇小学校の正門の真正面、図面の 22 ページの△△△番△で話がまとまったそうです。△△△番△というのはまた別の方が買われる予定でして、今回は△△△番△と△△△番△、この△△△番△は通路になります。別の方が買われると通路がないと中に入っていけないので、通路を買われる予定の方と 2 人で 2 分の 1 ずつ出し合うというふうになっているそうです。造成についてもあまり大規模な造成をするようなことはないので、何ら問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま 1 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1 番につきましては申請どおり承認することに決定します。

2 番については先ほど審議終了しておりますので、3 番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第 3 号、番号 3 番です。議案は同じく 8 ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△番、地目は田、面積 188 m²です。申請場所は図面 1 ページ⑩、詳細は 23～24 ページのとおりで、〇〇〇〇から南の方向、約 9.7 km の辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は倉庫で、事業資金は、土地購入費と建築費の合計約△△△万円を自己資金等が上回っているため、問題ありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意並びに隣接農地所有者の同意を確認しています。給排水計画については、給水並びに排水のうち生活雑排水及び汚水はなく、雨水は既設の水路へ排水します。造成中の被害防除については、周囲に特に被害が生じる恐れはないと考えておりますが、工事中また完成後も万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応するとのことでした。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡） 3号の3番について、2番の松岡が説明申し上げます。
隣接地についてもですね、耕作放棄地で何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（山口） 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林） 議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、議案は10ページになります。

今回の集積計画は、農地中間管理機構の特例事業を活用した所有権移転が1件となっております。土地の所在は、大矢野町登立字□□△△△△番、地目は田、面積1,954㎡です。今回の売買契約は、出し手から農業公社に所有権移転するものとなっております。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口)

ご異議ないようでございますので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 (山口)

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)について。事務局から説明をお願いします。

事務局 (池林)

議案の説明の前に修正を1カ所お願いします。

議案12ページの備考欄に権利移転という記載がありますが、正しくは更新となっておりますので、修正をお願いします。

それでは説明に移ります。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)について、議案は12ページになります。

今回の促進計画は、貸借の更新が1件となっております。本計画における賃貸借等の設定を受けるものは、農地所有適格法人であり、耕作または養蓄の事業に移行すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作又は養蓄の事業を行うと認められることから、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項第2号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。

議長 (山口)

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (山口)

ご異議ございませんので、議案第5号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第6号 非農地通知交付申請について

議長 (山口)

続きまして、議案第6号、非農地通知交付申請について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 (徳淵)

議案第6号、番号1番です。議案は14ページになります。申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△番△外1筆、地目は畑、合計面積465㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は25～26ページ

ジのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約1.8kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、投影映像のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮） 議案第6号の1番について、推進委員の二宮が説明します。

昨日、磯田委員と一緒に現地確認をしましたけれども、画面のとおりですね、竹と雑木がありまして、重機等を入れないと原状復帰には難しいかと思います。以上です。

議長（山口） ありがとうございました。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第6号、番号2番です。議案は同じく14ページです。

申請人は習志野市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△外2筆、地目は畑、面積合計3,025㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～18ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約10.6kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡） 2番の松岡が説明申し上げます。

場所は〇〇中学校の裏です。現地については杉の大木と雑木でとても農地としてみなされないし、この申請についてはよろしくをお願いします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、議案第6号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（山口） 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約の解約並びに利用権設定の合意解約について。事務局から一括して説明をお願いします。

事務局（徳淵） 報告第1号です。議案は15ページから18ページです。こちらは利用権設定されていた農地について解約が確認されたものです。

今回の報告は14件、合計面積2万4,731㎡となっております。個別の詳細は議案のとおりです。合意解約の申し出が当事者からなされたものと、7月総会以来皆様をお願いしております貸し手、借り手への聞き取り調査、こちらの結果で解約が発覚した案件をまとめました。以降も調査についてはご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長（山口） ただいま報告第1号の説明が終わりましたが、皆さん方からご質問はありませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご質問などありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（山口） 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の所有権取得の届出の受理について。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 報告第2号、番号1番です。議案は19ページになります。

届出人は加古川市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番外7筆、地目は畑、合計面積6,304㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は27～32ページのとおりで、〇〇〇〇〇から東の方向、直線距離で約0.6kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

議長（山口） ただいま報告第2号の説明が終わりましたが、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご質問などありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしくお願いを申し上げます。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時23分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年10月10日

上天草市農業委員会 会長

山口 勝喜

上天草市農業委員会 委員

岩本 俊治

上天草市農業委員会 委員

源 義通